

介護職員に対する処遇改善加算金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なごみの会(以下「法人」という。)賃金規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員処遇改善加算制度(以下「介護職員処遇改善加算制度」という。)に基づき法人の介護職員に対し支給する処遇改善加算金(以下「介護職員処遇改善加算金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常用職員または有期契約職員の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員処遇改善加算制度の対象職種職員に対し、介護職員処遇改善加算金を支給する。

(支給額)

第3条 介護職員処遇改善加算金の支給額は、介護職員処遇改善加算制度による加算見込額の範囲において、常用職員又は有期契約職員の別に法人(または理事長)が定める額とする。

(支給)

第4条 介護職員処遇改善加算金の支給は、毎月調整手当として支給する。

(在籍の限定)

第5条 介護職員処遇改善加算金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

(キャリアパス)

第6条 職位、職責、及び職務内容に応じた任用要件、賃金体系については、別に定める賃金規程及び役割資格等級制度要綱による。

(昇給)

第7条 昇給は技能、勤務成績が良好な者について行う。

(その他)

第8条 この規程は、介護職員処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附 則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。